

非上場株式の評価の方法について、実際の時価と相続税評価額に乖離があることについての問題点について、国税庁で有識者会議が開かれています（第1回4月20日、第2回5月11日）。

TEL 043-241-6121

FAX 043-243-3430

URL <https://www.osmk-ohb.co.jp>

令和8年6月1日

代表社員 大嶋 幸児

非上場株式の評価の方法の見直し

取引相場のない株式の相続税評価については、令和6年11月に会計検査院検査報告において、各評価方式の間で評価額に乖離が生じており、類似業種比準価額を適用する割合が高い規模の大きな会社ほど、株式の評価額が相対的に低く算定されること、また、配当還元方式の還元率が、近年の金利の水準と比べて相対的に高い率となっているおそれがあること等から、評価制度の在り方について、「異なる規模の会社間での公平性や社会経済の変化を考慮し、より適切なものとなるよう検討を行っていくことが肝要」との指摘を受けたところです。今般、国税庁では、検査院の指摘も踏まえ、取引相場のない株式の相続税評価について、相続税法の時価主義の下、適正な評価制度の在り方を検討するため、有識者会議が開催されています(国税庁 HP より)。

第1回の議事録要旨が公表されており、主な要点は以下のとおりです。

- 類似業種比準方式における企業規模等の外形基準が悪用されているので統一的に適用できる一つの評価方式を設けるべき
- 非上場会社と上場会社では、所有と経営の分離の有無という点で大きく異なるものであるから、類似業種比準方式で株式を評価すること自体が問題なのではないか
- 純資産価額という企業の清算を前提とした評価方式が、継続企業を前提とした会社の株式の評価として正しいと言えるのか
- 取引相場のない株式について、明らかに「不特定多数の当事者間で自由な取引」ができる状態にない
- できるだけ客観的に「時価」の認定をし、その上で、税負担が重すぎることになるのであれば、税率を引き下げるなり、基礎控除を増額するなりすれば良いし、あるいは何らかの政策的な配慮が必要
- 事業承継税制はもっと使いやすくすべきである

これだけだと、専門用語が並んでいてちょっと理解しにくいですね。簡単にいうと中小企業の株価の評価方法のひとつとして

「当社と同業種の上場会社が証券市場で1株10,000円の価格で取引されている」

「その上場会社と比べると当社の利益や純資産は 10%程度」

「同じ業種の当社も上場すれば 1,000 円ぐらいの株価になる」

という前提を置いた評価をしています。

中小企業を経営する皆様であれば、この評価方法が実態とかけ離れたものであることは容易にお分かりいただけると思います。ですが実態とかけ離れたことを利用してこれまで節税策の一つとしてこの評価を利用してきた面もあるようです。

非上場会社は上場会社のように株式の売買が簡単にできる訳ではないにもかかわらず相続が生じると相続財産に組み込まれて相続税を負担しなければならないという制約条件があります。これは経営者とその後継者にとって非常に重い課題となります。

単に株価の評価方法の問題点のみに焦点をあてた議論をしても根本的な解決にはなりません。

今後の有識者会議の動きに注目です。

飲食料品の消費税率が1%へ？

政府は、2027 年 4 月から 2 年間限定で飲食料品の消費税率を現在の 8%から 1%へ引き下げる減税案を検討しているようです。当初は「0%」を公約にしていた高市政権ですがシステム改修などに時間がかかるとのことでその代替案として 1%案が出てきているようです。

おそらくこのシステム改修というのはスーパーやコンビニなどのレジを想定しているのですが、一口にシステムといっても券売機や自販機といったレジとは異なる種類のシステムもありますし、会計システムなど広範囲に影響を及ぼします。

もし 2027 年 4 月に本体価格 100 円の飲料を免税事業者から買った場合を考えてみます。

店頭では本体 100 円に 1%の消費税がかかりますので 101 円が税込の販売価格です。

購入した側の課税事業者は、免税事業者の軽減措置の控除率は 70%となりますので、 $100 \text{ 円} \times 1\% \times 70\% = 0.7 \text{ 円}$ が控除されます。0.7 円というのは理論的にはあり得ますが実務上は控除額がゼロとなり結果的に 1%は購入者が負担することになります。

以 上